

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

高山市の国勢調査による人口は、2000年の97,023人をピークに、2020年には84,419人となり、20年間で約13.0%減少している。

2020年国勢調査の年齢別人口をみると、高齢化率は30%を超え、生産年齢人口は5万人を割り込むなど、労働人口の減少が進んでいる。

また、市が独自に推計した人口推移をみると、2045年に人口は62,866人、高齢化率42.1%、生産年齢人口は29,769人となり、急激な人口減少と高齢化が今後も進行していくことを予測している。

高山市の産業構造を2020年国勢調査の産業分類別就業人口でみると、第一次産業4,825人(10.5%)、第二次産業10,266人(22.4%)、第三次産業30,729人(67.1%)となっており、全国と比較すると第一次産業の割合が高くなっている。

第一次産業については、高冷地の冷涼な気象条件と肥よくな土壌を活かし、水稻をはじめホウレンソウやトマト、果樹の生産のほか、全国的にブランドとして有名な飛騨牛の飼育など、農業生産が盛んに行われている。

第二次産業については、飛騨の匠の優れた木工技術を継承する建設業や飛騨の家具をはじめとする木工関連産業が特徴的な産業としてあげられ、その他にも精密機械や工作機械、医薬品など様々な製造業が立地している。

第三次産業については、国際観光都市として観光関連産業が盛んであり、他の自治体と比較すると宿泊業が特に集積している。

各産業を支える企業の大多数を中小企業者が占めており、その多くの事業者が労働人口の減少などに伴い、人材不足、後継者不足となるなど大きな課題となっている。

#### (2) 目標

高山市では、中小企業等経営強化法第49条1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、事業者の先端設備等の導入を促すことで、地域における生産性の向上を目指す。

その実現のため、年間15件の先端設備等導入計画を市が認定することを目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

高山市が先端設備等導入計画を認定する事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。以下同じ。）については、年率3%以上の向上を目標とする。

## 2 先端設備等の種類

高山市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業など多岐に渡っており、多様な業種が市の経済と雇用を支えていることから、全ての産業において広く事業者の生産性向上を図る必要がある。

従って、本計画において対象とする先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

高山市の産業は、日本一広大な市域に点在しており、全ての地域において広く事業者の生産性向上を図る観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

### (2) 対象業種及び対象事業

高山市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業など多岐に渡っており、多様な業種が市の経済と雇用を支えていることから、全ての産業において広く事業者の生産性向上を図る必要がある。

従って、本計画の対象業種は全てとする。

対象事業については、生産性向上に向けた取り組みが新商品の開発、自動化の推進、ＩＣＴ導入による業務効率化など、多様であることを踏まえ、事業者の労働生産性の向上が年率3%以上に達すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国から本計画の同意を得た日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取り組みを行う事業者、反社会的勢力との関係が認められる事業者については認定の対象としない。

(3) 先端設備等導入計画の認定を受けた事業者は、市の求めに応じ計画に基づく事業の進捗状況を市に報告することとする。